

徳島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、徳島市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。別表第2において「通知」という。別紙）の例による。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「第1号事業対象者」という。）とは、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）による判定結果が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当することについて、市長の確認を受けた者をいう。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、高齢者自身の能力を活かした自立に向けた支援を行う。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

(事業構成等)

第4条 総合事業の事業構成は次のとおりとし、当該各号の事業の内容、対象者等は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）
 - ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - イ 通所型サービス（第1号通所事業）
 - ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- (2) 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業

(事業の委託及び指定)

第5条 市長は、適当と認める者に対し、総合事業の全部又は一部を委託することができる。

- 2 市長は、適当と認める者が運営する事業所を、総合事業を実施する事業所として指定することができる。
- 3 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。ただし、市長が認めたときは、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

4 第2項に規定する事業所の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号事業の利用の申請)

第6条 第4条第1号に規定する事業(以下「第1号事業」という。)を利用しようとする居宅要支援被保険者及び第1号事業対象者は、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(様式第1号)を市長に届け出なければならない。

(被保険者証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により、第1号事業対象者から介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の提出があったときは、当該届出者を受給者台帳に登録し、被保険者証を交付するものとする。

(利用の中止等)

第8条 市長は、第4条に規定する事業の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を一時停止し、又は中止させることができる。

(1) 健康状態に変化が見られ、当該事業を利用することが適切でないと認められたとき。

(2) 主治医に一時停止又は中止の指導を受けたとき。

(3) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。

(費用負担)

第9条 第1号事業のうち、第4条第1号アに規定する指定訪問介護相当サービス事業、基準緩和型訪問サービス事業及び同号イに規定する指定通所介護相当サービス事業に係る利用者負担額は、別表第2の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額の100分の10(法第59条の2第1項に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の20とし、同条第2項に規定する一定以上の所得を有する者にあつては100分の30とする。)に相当する額とする。

2 第1号事業のうち、第4条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメント事業に係る利用者負担額は、無料とする。

3 第1号事業のうち、第4条第1号イに規定する通所型短期集中介護予防サービス事業及び第4条第2号に規定する一般介護予防事業に係る利用料は、原則無料とする。ただし、利用者は次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 食材料費

(2) その他事業の実費負担分

4 第1項に規定する利用者負担額及び前項に規定する実費負担額は、利用者が各事業の実施機関に直接納付するものとする。

(支給限度額)

第10条 居宅要支援被保険者が第1号事業を利用するときの支給限度額は、要支援状態区分に応じ法第55条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額とする。

2 第1号事業対象者が第1号事業を利用するときの支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額とする。

3 第1項及び前項の規定は、第5条第2項の規定により市長から指定を受けた事業所(以下「指定事業所」という。)が実施するものに限る。

(第1号事業支給費の支給)

第11条 市長は、居宅要支援被保険者及び第1号事業対象者が、指定事業所が実施する第1号事業

を利用したときは、当該指定事業所に対して、別表第2の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額の100分の90(法第59条の2第1項に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の80とし、同条第2項に規定する一定以上の所得を有する者にあつては100分の70とする。)に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額とする。)を支給するものとする。

(特例第1号事業費の支給)

第12条 市長は、災害その他特別な事情により、必要な費用を負担することが困難であると認められるときは、居宅要支援被保険者又は第1号事業対象者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例は、徳島市介護保険利用者負担額減免取扱要綱に準じる。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたとみなすものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第13条 市長は、第9条第1項に規定する利用者負担額について、法第61条の規定による高額介護予防サービス費の支給の例により、高額介護予防サービス費相当事業費を支給することができる。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第14条 市長は、第9条第1項に規定する利用者負担額について、法第61条の2の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給することができる。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第15条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により徳島県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(補助)

第16条 市長は、別に定めるところにより、総合事業(介護予防ケアマネジメントを除く。)を行う者に対して費用の全部又は一部を補助することができる。

(医療機関との連携)

第17条 市長は、総合事業を実施するにあたり、医療機関との連携が必要であると認められるときは、当該事業を利用する者に対して診療情報提供書等の提出を求めることができる。

(第1号事業対象者の有効期間)

第18条 第1号事業対象者の有効期間は、基本チェックリストの記入によって第1号事業対象者となった日から2年間とする。ただし、当該日が月の初日でない場合にあつては、当該日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

2 第1号事業対象者が、基本チェックリストの記入によって第1号事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストを記入した日の属する月の翌々の初日から、第1号事業対象者の有効期間は無効とする。

(文書の提出等)

第19条 市長は、第1号事業の実施に関して必要があると認めるときは、当該第1号事業を利用する者若しくは当該第1号事業を担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができるものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分	種類	個別事業名	事業内容	対象者
介護予防・生活支援サービス事業 (第1号事業)	訪問型サービス (第1号訪問事業)	指定訪問介護相当サービス事業	訪問介護員等による身体介護や掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供する(ホームヘルプ事業)	居宅要支援被保険者又は第1号事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要とされた者
		基準緩和型訪問サービス事業	訪問介護員等による掃除・洗濯等の日常生活上の支援(身体介護を伴わないものに限る。)を提供する(生活援助のみのホームヘルプ事業)	
	通所型サービス (第1号通所事業)	指定通所介護相当サービス事業	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する(デイサービス事業)	
		通所型短期集中介護予防サービス事業	運動機能、栄養状態、口腔機能の向上(改善)に向けた支援を提供する(3か月間)	
	介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント事業	総合事業によるサービス等の適切な提供に向けたケアマネジメントを行う	居宅要支援被保険者(法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。)又は第1号事業対象者
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防事業へつなげる
介護予防普及啓発事業		一般高齢者生活機能向上事業	介護予防活動の実践や意識啓発事業を行うために、健康教育及び健康相談等を行う	
		介護予防普及啓発冊子作成事業	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための冊子を作成及び配布する	
地域介護予防活動支援事業		元気高齢者づくり事業	地域における住民主体の介護予防活動の支援を行う	

	一般介護予防事業 評価事業	一般介護予防 事業評価事業	一般介護予防事業を含 め、地域づくりの観点か ら総合事業全体の評価を 行う	
--	------------------	------------------	--	--

別表第2（第9条、第11条関係）

区分	サービスの種類	単位数	単価 (1単位あたり)
訪問型サービス (第1号訪問事業)	指定訪問介護相当サービス	通知別添1の1に 定める単位数	10,21円
	基準緩和型訪問サービス	徳島市指定第1号事 業に要する費用の額 の算定に関する基準 要綱に定める単位数	10,21円
通所型サービス (第1号通所事業)	指定通所介護相当サービス	通知別添1の2に 定める単位数	10,14円

1 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書 区分 [新規・変更]

2 介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書 区分 [新規・変更]

- ※ 該当する届出書の番号(1カ2)と区分(新規か変更)に○印をご記入ください。
- ※ 太枠の中の各欄をご記入ください。(裏面ご記入例有)
- ※ 裏面の注意事項を必ずお読みください。
- ※ 介護保険被保険者証(または資格者証)を必ず添付してください。

(受付印)

被保険者氏名					被保険者番号										
フリガナ					個人番号										
										生年月日					性別
										明・大・昭 年 月 日					男・女
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者(地域包括支援センター) 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター															
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)番号					介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の所在地										
					〒 -										
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)名					電話番号() -										
印															
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センターを変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。 変更年月日 (年 月 日付)															
徳島市長様 ☞ 該当するものに○を入れてください。 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に【 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント 】の作成を依頼することを届け出します。 年 月 日 住所 被保険者 氏名 印 電話番号() - 代筆者氏名(続柄等) (続柄)															
届出書を提出する者															
氏名(または名称)(続柄等)					住所(または所在地)										
<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄)) <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)) <input type="checkbox"/> その他()					〒 -										
					電話番号() -										

課長	課長補佐	係長	証交付	確認	入力日	入力	入力番号				受付	
							①					
							2	0	1			
							②					
							2	0	1			

被保険者証等の取扱 : 証回収 資格者証記載 再交付 2号申請と同時(良医確認) 受給資格証

提出者	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> 職云伝信証 <input type="checkbox"/> 医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他()											
本人	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他()								番号	<input type="checkbox"/> 顔カード <input type="checkbox"/> その他()		